

5第14号陳情 「消費税インボイス制度の実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情

受理年月日 令和5年8月30日

陳情者 東京都武蔵村山市中央3-7-1  
東京土建一般労働組合村山大和支部  
執行委員長 宮澤 良明

付託する委員会 総務委員会

日頃より貴自治体におかれましては、東京土建の諸運動へ御理解と御協力をいただいていることにつきまして厚くお礼を申し上げます。さて、政府はウクライナ情勢や深刻な物価高騰により、依然として私たち市民の仕事や生活は厳しい状況であるにもかかわらず、2023年10月より消費税のインボイス制度が導入されます。

私どもの組合員の実情を踏まえた上、東京土建一般労働組合村山大和支部の総意として、下記の趣旨により東大和市議会に陳情をさせていただきます。

#### 陳情趣旨

消費税のインボイス制度の2023年10月からの実施について再考を求める意見書を採択し、政府に送付してほしい。

#### 陳情理由

インボイス制度が導入された場合、多くの免税事業者が取引先からインボイスの発行を求められ課税業者になることを余儀なくされます。仮に建設業の一人親方がインボイスの登録により課税業者となった場合、年収500万円で約18万円もの新たな税負担となります。さらに仕入税額控除を行うためには、税率ごとの請求書の仕分など膨大な実務負担が増えることとなります。

インボイスの登録は6月末で356万件。これからまだ100万件以上の登録が必要と言われる中、登録が進んでおらず、十分に周知が行われているとは言い難い状況です。政府は、免税事業者の税負担・事務負担を軽減するためとして制度導入から3～6年間の特例措置を設けましたが、制度を複雑化させることで現場ではより混乱することが懸念されます。

インボイス制度は、我々建設業界だけでなく、タクシー業界、アニメ業界、声優業

界などフリーランスで働いている免税事業者をはじめ、ほぼ全ての人に影響を及ぼします。このままインボイス制度が実施されれば、多くの事業者が事業継続の瀬戸際に立たされるだけでなく、地域経済の停滞を引き起こしかねません。